

地域包括支援センター

瑞江ホームさわやか相談室運営規程

地域包括支援センター瑞江ホームさわやか相談室が開設する(以下「事業所という。')が行う事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を当運営規定において定める事とする。

(事業の目的)

第1条 事業所の当センター職員その他の従事者(以下「当センター職員等」という。')が、担当する生活圏域に居住する住民に対し福祉における相談・連絡調整等のサービスを、生活圏域に居住する要支援認定を受けた高齢者、または要支援相当に該当する高齢者等に、相談・連絡・介護予防支援サービス、介護予防・生活支援サービス等(以下「介護予防支援サービス等」という)を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の当センター職員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、利用者の立場に立ち援助を行う。
2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が、多様なサービスから、総合的かつ効率的に提供される様中立的公正な立場でサービス調整を行なう。
3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1 名 称 地域包括支援センター 瑞江ホームさわやか相談室
所在地 東京都江戸川区瑞江1-3-13 瑞勝ビル2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
一 管理者1名
管理者は、事業所における従業者及び業務の管理を一元的に行う。
二 主任介護支援専門員1名以上(常勤職員1名以上)
上記の者は、地域包括支援センターの提供にあたる。
三 社会福祉士1名以上(常勤職員1名以上)
上記の者は、地域包括支援センターの提供にあたる。
四 看護師1名以上(常勤職員1名以上)
上記の者は、地域包括支援センターの提供にあたる。
五 介護支援専門員1名以上(常勤職員1名以上)
上記の者は、地域包括支援センターの提供にあたる。
六 認知症地域支援推進員1名以上(常勤職員1名以上)
上記の者は、地域包括支援センターの提供にあたる。
七 その他必要に応じて事務職員等の配置を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月29日から1月3日、日・祝・祭日を除く。

二 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

(介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援等サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 一 当センター職員は、利用者・その家族等の居宅を訪問、もしくは来所等による面接等を行なう事により、解決しなければならない問題・課題等の把握及び分析を行い、その分析結果に基づき介護予防サービス計画または介護予防生活支援サービス計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成する。当該地域における指定介護予防サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、介護予防サービス計画等及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。
 - 二 当センター職員は、介護予防サービス計画等の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画等の実施状況を把握するとともに、おおむね三ヶ月に 1 回程度(状態変化が著しい場合を除く)訪問する事により利用者の課題把握を行い、介護予防サービス計画等の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
 - 三 当センター職員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 四 当センター職員は、介護予防支援等サービスの提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる事とする。
- 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う介護予防支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常事業の実施地域は、江戸川区内の次の地域とする。

瑞江 1 ～ 4 丁目、春江町 2 ～ 3 丁目、谷河内 2 丁目、西瑞江 3 丁目、
篠崎 3 ～ 6 丁目、南篠崎町 3 ～ 4 丁目

(その他運営についての留意事項)

第 8 条 地域包括支援センター瑞江ホームさわやか相談室は、当センター職員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 当センター職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させため、当センター職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約時等において書面をもって誓約させる事とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は地域包括支援センター瑞江ホームさわやか相談室と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 5 苦情対応について。介護予防支援等サービスを提供した場合や相談業務中に生じた苦情に対して迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実確認調査、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(虐待防止についての留意事項)

第 9 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

附則

この規定は、下記施行年月日から施行するものとする。

施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

この規定は、下記施行年月日から施行するものとする。

施行年月日 令和 6 年 8 月 1 日